

身体障害者障害程度等級 (視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく)

視覚障害

1級

- 1 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のもの

2級

- 1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの
- 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- 3 周辺視野角度（1 / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（1 / 2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの
- 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの

3級

- 1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2級の2に該当するものを除く）
- 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
- 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの

4級

- 1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）
- 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの
- 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの

5級

- 1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの
- 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
- 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの

5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの

6 級

1 視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの

聴覚又は平衡機能の障害

2 級

○ 両耳の聴力レベルがそれぞれに 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）

3 級

- 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
- 平衡機能の極めて著しい障害

4 級

- 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）
- 両耳による普通話声の裁量の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの

5 級

○ 平衡機能の著しい障害

6 級

- 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの）
- 1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

3 級

○ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

4 級

○ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害

備 考

- 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に指定されているものには、該当等級とする。
- 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。